

長浜市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年 1月 策定

令和 8年 3月 改定

長浜市通学路交通安全対策連絡会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷するという事故が相次いで発生したことから、長浜市においても、平成24年6月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、平成27年1月に「長浜市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

このプログラムは、取組方針のPDCAサイクルに基づいて合同点検を実施し、対策の改善と充実に取り組むものです。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全対策連絡会の設置

関係機関の連携を図るため、「通学路交通安全対策連絡会」を設置し、本プログラムをこの会議で議論し策定しました。

【構成団体】長浜市教育委員会事務局教育指導課

長浜市市民協働部市民活躍課、長浜市都市建設部道路河川課

長浜市北部建設課

長浜土木事務所、長浜土木事務所木之本支所

国土交通省近畿整備局滋賀国道事務所

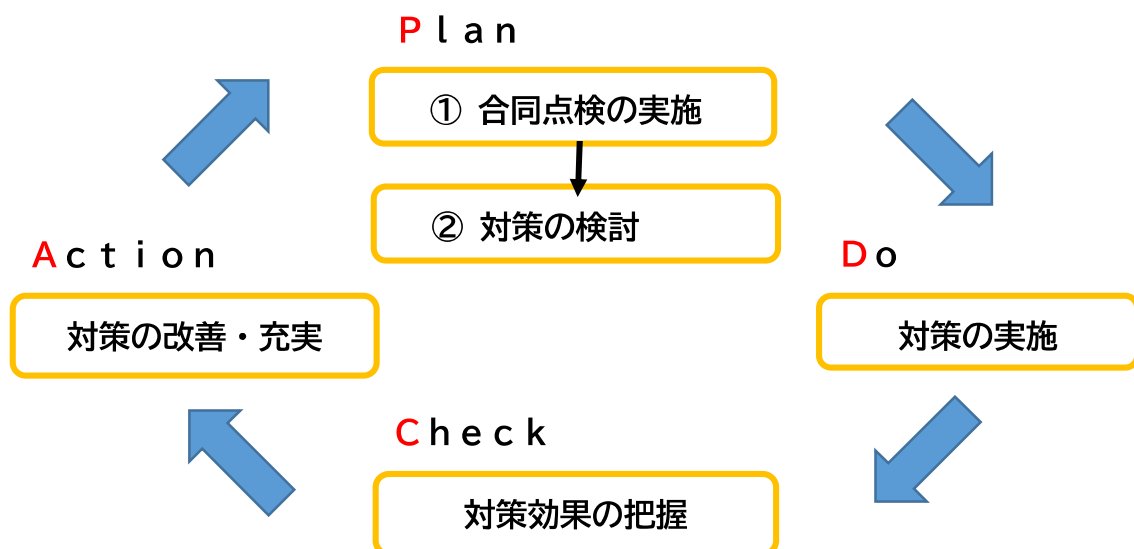
長浜警察署、木之本警察署

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検【Plan】

ア 合同点検の実施時期等

(ア) 毎年、小中学校・義務教育学校から報告があった新規の危険箇所の合同点検を6月に実施します。なお、6月以降も、通学路交通安全対策連絡会より、新たに点検所が提起された場合は、必要に応じて実施します。

(イ) 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路交通安全対策連絡会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

長浜署管内の学校と木之本署管内の学校に分かれて、通学路交通安全対策連絡会の委員が参加する合同点検を実施します。

(3) 対策の検討【Plan】

合同点検の結果から明らかとなった対策が必要な箇所について、道路拡幅や歩道整備を伴う改良事業、防護柵や路面標示などの簡易なハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策を、必要に応じて具体的な対策案を検討します。

(4) 対策の実施【Do】

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握【Check】

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認し、対策効果の把握を行います。

[手法]

ア 学校関係者への聞き取り調査の実施

イ 現場確認会の開催

(6) 対策の改善・充実【Action】

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. プログラムの公表

関係機関で認識を共有するために、プログラムを公表します。